

平成20年住宅・土地統計調査の計画概要(案)

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

今回の平成20年住宅・土地統計調査では、平成18年に今後の住宅政策の基本となる「住生活基本法」が公布・施行され、住宅政策が「量」の確保から「質」の向上へと本格的な転換が図られることとなったことを踏まえ、既存住宅の改修の実態や耐震性、防火性、防犯性など、住宅の質に関する事項の把握の充実を図ることとしている。

なお、住宅・土地統計調査は、昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、平成20年調査はその13回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、平成20年10月1日現在で実施する。

3 調査の地域

全国の平成17年国勢調査調査区の中から約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成20年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区について調査する。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約350万住戸・世帯）を対象とする。

5 調査の方式

調査は、ロングフォーム・ショートフォーム方式により行うこととし、調査単位区を単位として、ショートフォーム調査票（調査票甲）とロングフォーム調査票（調査票乙）のいずれかを配布する方式で行う。

6 標本設計

- (1) 平成17年国勢調査調査区（約98万）から，刑務所・拘置所のある区域，自衛隊区域，駐留軍区域及び水面調査区を除き，住宅の所有の関係，高齢者のいる世帯の割合等により調査区を層化する。
- (2) 市区町村の人口規模別に調査区抽出率を設定し，約21万調査区を抽出する。
- (3) 抽出された調査区のうち，70住戸を超える調査区については分割して単位区を設定，70住戸以下の調査区については調査区を単位区とする。
- (4) 設定(分割)された単位区から，調査単位区を抽出し，調査地域とする。
- (5) (2)で抽出された調査区を住宅の所有の関係等により層化した上で抽出した約3万調査区に設定された調査単位区をロングフォーム対象調査単位区とする（ロングフォームの調査対象は計約50万住戸・世帯）。

7 調査事項

- (1) 住宅等に関する事項
 - ア 居住室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 敷地面積
 - エ 敷地の所有関係に関する事項
- (2) 住宅に関する事項
 - ア 構造
 - イ 破損の有無
 - ウ 階数
 - エ 建て方
 - オ 種類
 - カ 家賃又は間代に関する事項
 - キ 建築時期
 - ク 床面積
 - ケ 建築面積
 - コ 設備に関する事項
 - サ 増改築及び改修工事に関する事項
 - シ 世帯の存しない住宅の種別
- (3) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 種類
 - ウ 構成
 - エ 年間収入
- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 現住居に入居した時期
 - エ 前住居に関する事項
 - オ 別世帯の子に関する事項
- (5) 住環境に関する事項
 - ア 敷地に接している道路に関する事項
- (6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 所在地
 - ウ 面積に関する事項
 - エ 利用に関する事項

ショートフォーム：(1)～(5)

ロングフォーム：(1)～(6)

8 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員（又は民間事業者） - 調査客体の流れにより実施する。

(2) 統計調査員

ア 統計調査員は市町村長の指導を受けて、担当調査単位区内の巡回、「単位区設定図」の記入内容の確認及び建物番号、住宅番号等の記入、調査対象名簿の作成、住戸抽出関係書類の市区町村への提出・受理、担当調査単位区内にある調査世帯に係る調査票の配布、収集、検査、調査票への所要事項の記入、並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。

イ 「ア」にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の指導を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務（以下「指導員事務」という。）を行うものとする。

ウ 「ア」及び「イ」にかかわらず、特別の事情により調査員が「ア」の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

エ 「ア」から「ウ」にかかわらず、市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者及びその民間事業者に用いられる者は、定められた仕様書等に基づき、統計調査員に代わり、当該市町村長の担当調査単位区内の調査員事務及び指導員事務を行う。

(4) 調査単位区の指定

指導員は、平成20年2月1日現在で、各調査区の区域及び住宅の所在状況等を示した「単位区設定図」を作成し、それを受けて、市町村長が単位区を設定する。その際、調査区内の住戸数が70を超えている場合は、原則として住戸数が均一となるよう分割して単位区を設定する。

設定した単位区の中から 調査を行う単位区を総務省統計局が指定する。

(5) 調査対象住戸の抽出

市町村は、調査員から抽出関係書類の提出を受け、記入内容の確認を行うとともに、所定の方法により速やかに調査の対象となる住戸を抽出し、抽出関係書類に当該住戸を明示し、調査員に交付する。

(6) 申告の方法

ア 申告は、世帯主又は世帯の代表者が世帯票様式の調査票に記入することにより行う。

ただし、総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。

なお、調査票に記入する事項のうち一部の調査事項については調査員等が記入するものとする。

イ 世帯員の不在等の事由がある場合又は世帯の存しない住宅について調査する場合は、調査員等が一部の調査事項を世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は建物の管理者その他の者に質問することにより行う。

(7) 実地調査

調査員又は調査員の事務の一部を行う指導員若しくは実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員は、統計法第13条の規定による実地調査のため必要な場所に立ち入り、調査の事項のうち次に掲げる事項について検査し、又は関係者に対し質問することができる。

- ア 構造
- イ 破損の有無
- ウ 床面積
- エ 建築面積
- オ 敷地面積

(8) 調査の日程

調査は、以下の日程により実施する。

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| ア 調査単位区内の巡回、「単位区設定図」の確認・記入、調査対象名簿の作成 | 平成20年 9月1日～7日 |
| イ 抽出関係書類の提出・受理（調査対象住戸の抽出） | 9月8日～22日 |
| ウ 調査票等の配布・収集 | 9月23日～10月7日 |
| エ 調査票等の検査・提出 | 10月8日～15日 |

9 集計事項及び方法

(1) 集計事項

集計事項は、次のとおりとする。

- ア 住宅、土地及び世帯数に関する総括的な事項
- イ 住宅の種類、建て方、建築時期、建物の構造及び階数に関する事項
- ウ 住宅の規模、設備及び性能に関する事項
- エ 一戸建・長屋建住宅の敷地面積、建築面積及び延べ面積に関する事項
- オ 敷地の利用に関する事項
- カ 居住世帯のない住宅に関する事項
- キ むね数に関する事項
- ク 世帯の種類及び世帯の構成に関する事項
- ケ 居住密度及び居住水準に関する事項
- コ 居室の状況に関する事項
- サ 持ち家の建て替え、購入、新築及び増改築・改修工事等の状況に関する事項

- シ 借家の家賃・間代に関する事項
- ス 非木造の共同住宅の状況に関する事項
- セ 民営借家<専用住宅>の状況に関する事項
- ソ 世帯の家計を主に支える者と住居に関する事項
- タ 世帯の住居移動に関する事項
- チ 通勤時間に関する事項
- ツ 住環境に関する事項
- テ 高齢者世帯及び高齢世帯員のいる世帯の状況に関する事項
- ト 別世帯となっている子がいる世帯の状況に関する事項
- ナ 高齢者対応の住宅に関する事項
- ニ 現住居以外の場所にある住宅及び土地に関する事項
- ヌ 世帯の居住関連資産の保有状況に関する事項
- ネ 現住居以外に土地を所有している世帯の状況に関する事項
- ノ 土地の利用状況に関する事項

(2) 集計方法

集計は、独立行政法人統計センターにおいて電子計算機により行う。

10 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、調査後1年以内に速報、2年以内に確報として公表する。

公表の方法は、報告書の刊行若しくは結果原表の閲覧又は電磁的記録媒体に記録したものを映像面等に表示し閲覧に供する方法によることとする。

なお、調査結果データは、報告書等の紙媒体による提供に加え、インターネット、CD-R、MO、FD、MT等の電磁的記録媒体により提供する。